

生食輸発1028第3号
平成28年10月28日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産生鮮トマト及びミニトマトの検査命令免除対象輸出者の追加)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第1号(最終改正:平成28年10月25日付け生食輸発1025第3号)により通知したところです。

今般、韓国政府から、下記の輸出者について、対日輸出生鮮トマト及びミニトマトに係る残留農薬管理が適切になされていることが確認され、ID登録した旨の連絡があったことから、同通知の別表19について別紙1、別表20について別紙2のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

SS TRADING